

# 三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金

令和6年能登半島地震において複数のブロック塀が倒壊したことを受け、道路に面するブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、通行者の安全を確保するため、地震が発生した際に倒壊の恐れのあるブロック塀等の除去等を行う費用の一部を補助します。

「ブロック塀等」とは？	組積造（補強コンクリートブロック造を含む）の塀（既に倒壊しているものは除く）で個人が所有又は管理するもの
補助を受けられる方	市内に存するブロック塀等の所有者又は所有者の同意を得た管理者（個人に限る）
対象となる工事	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所定の点検表により、倒壊の危険性があるブロック塀等を除去、建替え又は改修する工事</li><li>・ 市内に本社又は本店を有する法人又は個人事業者が施工する工事</li></ul>
補助額	補助対象となる工事費の2/3 上限：15万円

## 交付申請に必要な書類

- (1) 付近見取図
- (2) 除去等の内容を示す図面又は書類
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 工事を行うブロック塀の写真  
※全景及び倒壊の危険性がある部分が確認できるもの

## ～申請の流れ～

工事着手前に申請が必要です！

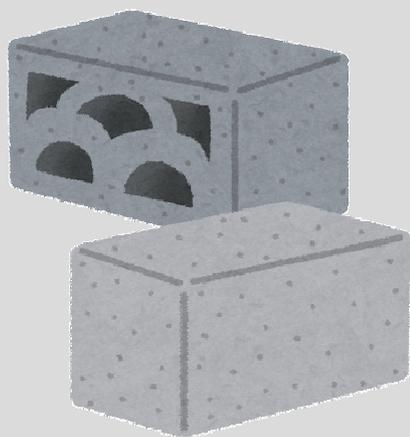
### 交付申請

以下書類を建築課まで提出してください

- 提出書類：三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付申請書  
付近見取図  
除去等の内容を示す図面又は書類  
工事見積書の写し  
除去等を行うブロック塀の写真  
その他市長が必要と認める書類



裏面へ続く



交付決定通知



工事着手



※交付決定後に工事を中止する場合は、『中止届』を提出してください

※交付決定後に申請内容を変更する場合は『変更申請書』を提出してください

## 実績報告

工事が完了したら以下書類を建築課まで提出してください

提出書類：三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金実績報告書

工事に係る領収書の写し

工事箇所の着手前、後の写真

建築基準法に適合することが確認できる写真（※1）

（※1・・・ブロック塀等を新設又は改修の場合に限る）

その他市長が必要と認める書類



確定通知



指定口座へ振込



申請受付窓口・問い合わせ先

三条市建設部建築課審査指導係

新潟県三条市旭町二丁目3番1号 本庁舎2階

電話：0256-34-5727

HP:<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/kensetsubu/kenchikuka/index.html>

メールアドレス：kenchikuka@city.sanjo.niigata.jp